

死刑廃止をめざして 2023.3 第12号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」について…………… 9
- ・日弁連シンポジウム「袴田事件」から、……死刑えん罪を考える」報告…………… 10
- ・「世界死刑廃止会議」報告…………… 10
- ・東北弁護士会連合会の死刑制度検討協議会の設置…………… 10

「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 小田 清和(広島)

第1 死刑制度廃止に伴う代替刑制度に関する提言

2022年11月15日の日弁連理事会で「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」が承認されました。死刑制度を廃止すべきであるという日弁連の立場に基づいたものです。

この提言の骨子は、①死刑制度の廃止と代替刑としての終身拘禁刑の創設、②終身拘禁刑は、仮釈放のない終身の拘禁刑とすること、③終身拘禁刑から仮釈放が認められる無期拘禁刑への特別減刑手続制度の創設、④特別減刑手続制度の主な検討事項に対する日弁連の考え方、⑤終身拘禁刑受刑者の処遇に関する意見、⑥終身拘禁刑の創設に伴う重罰化運用回避の要望などを内容としています。

① 終身拘禁刑創設の理由は、死刑を廃止すれば、仮釈放が認められる無期拘禁刑が最高刑となるが、それで死刑廃止の理解が得られるかという疑問からです。「仮釈放のない終身刑を導入するならば死刑を廃止してよい」という意見が約35%、「将来において死刑を廃

止してもよい」という意見が約41%という世論調査結果を参考にすると、終身拘禁刑の創設は、世論からの一定の評価を得られる可能性があり、また、国会議員への働きかけにおいてもこれらの数字も含めて説明を行うことで、死刑制度廃止の理解が得られる可能性があるとしています。

② 次に、特別減刑手続制度創設については、福井宣言の「人は変わり得るもの」、社会復帰できる可能性をこく僅かでも残しておくことが必要だということ前提として、終身拘禁刑は、憲法や自由権規約上禁止された残虐な刑罰に該当すると判断される可能性があることから、刑罰としては終身拘禁刑を創設するが、同時に、裁判所の判断で無期拘禁刑に減刑する手続制度を創設することで、憲法違反や条約違反との批判を避けることが目的であるとしています。

また、無期拘禁刑に減刑後は、その確定時から、仮釈放に必要な法定期間が開始し、その期間経過後、審理が行われるとしています。

第2 提言の内容

③ 特別減刑手続制度の検討事項は以下のとおりです。

① 新規立法により減刑手続制度を構築する

② 手続の担当機関は裁判所とする

③ 受刑開始後、減刑申立が可能となる時期は、15年または20年とする。※この期間の経過及び他の要件の充足で、申立により審理及び判断が行われます。制度とすれば、合計25年あるいは30年の経過で仮釈放の可能性が

ありますが、減刑更には仮釈放されるかは、終身拘禁刑者に対する個別判断であり、全員に減刑、仮釈放が保証されているものではありません。

④ 減刑判断のための要素は、改後の状が顕著に認められることに加え、社会の状況を判断要素とするか、今後更に検討を要する

⑤ 判断資料の提出は、刑事施設の長に提出義務を課し、受刑者本人、その家族、被害者遺族等にも提出権限を認め、更に、受刑者の心身状態の調査のための鑑定制度を設ける

⑥ 審理は、合議体による審判手続とする

⑦ 管轄裁判所は、受刑者の所在する地の地方裁判所とする

⑧ 申立権者は、受刑者本人と受刑者の意思に反しない前提で、三親等以内の親族や刑事施設の長、検察官とする

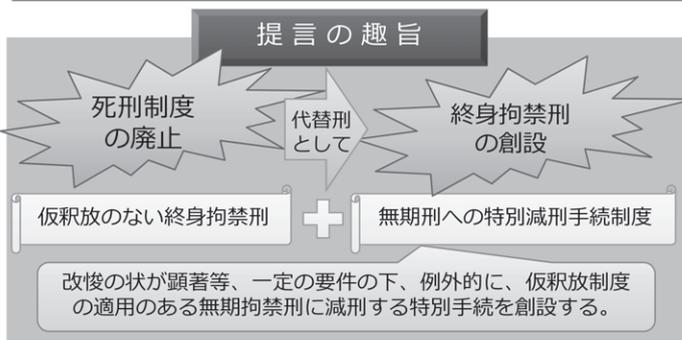
⑨ 申立要件は、申立必要期間の経過及び受刑者が刑事事件の捜査・公判中でないこととする

⑩ 減刑認容時の検察官の上訴権は認めず、減刑判断が棄却された場合には相当期間経過後の再申立権を認める

⑪ 減刑申立は重要な権利であるから、付添人(国選を含む)の選任権を認める

⑫ 終身拘禁刑受刑者の処遇は、「個人の尊厳を尊重した処遇制度を整備すべき」、「改善指導や教料指導も国際的な水準に照らして検討すべき」と提言しています。更に、「国際基準」とされている「改定被拘禁者処遇最低基準規則」や

死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言



代替刑創設が必要な理由

刑の均衡上、死刑以外で無期懲役以上の代替刑が必要

自由刑の極刑というべき終身拘禁刑の創設

死刑廃止を国民が許容することにつながる

内閣府世論調査

「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止するほうがよい」と回答した人は約35%もいた。

内閣府 内閣府世論調査の問題点について、日弁連は別途指摘しています。

終身拘禁刑受刑者への処遇

改定国連被拘禁者処遇最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)

我が国の「行刑改革会議提言」(2003年12月22日)

これらを参考として、憲法が求める「個人の尊厳」を尊重した内容となる処遇制度を検討する必要があります!

終身拘禁刑の減刑制度が必要な理由

改後の状が顕著等の要件を満たした人には、例外的に減刑の上での仮釈放の可能性も認めるべきです。

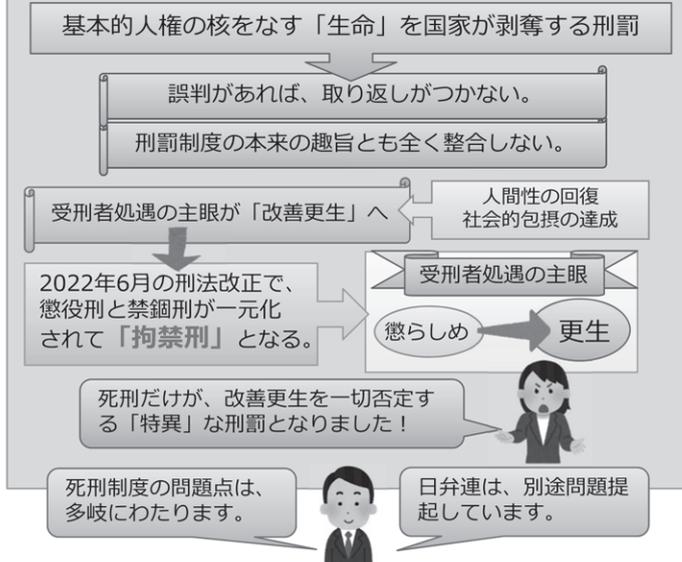
担当機関 裁判所(合議)での審判とする

刑執行中の刑罰変更の重大な判断のため

申立時期 15年又は20年後に可能とする(さらに減刑後10年で仮釈放審理が可能)

残虐な刑罰という評価を避けるため等

死刑廃止を求める理由



欧州評議会のCOE勧告などを参考に6つの原則にかなうような内容の個別計画が処遇プログラムに

⑤ 終身拘禁刑と無期拘禁刑が事実上終身刑化している現状がどういふ関係になるのかについて、仮釈放の運用改善に対する日弁連の意見書(2010年12月17日付け)「無期拘禁刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」に基づく改

善を求め、また、安易に終身刑が下される重罰化に繋がらないように注視が必要だと指摘しています。

第3 最後に

今後この提言を元に、国会議員へ刑法改正や新法制定に向け、更には、死刑制度廃止への国民の理解を求めるための働きかけが行われていくことが期待されます。

日弁連シンポジウム 「袴田事件」から、死刑えん罪を考える」報告

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 事務局次長 船澤 弘行(千葉県)

第1 はじめに

2023年1月17日午後5時から、弁護士会館を会場に(Zoom併用)「袴田事件」から、死刑えん罪を考える」シンポジウムが開催されました。袴田事件差戻し審判について東京高等裁判所の決定がまもなく出されるタイミングで開催され、改めて死刑制度が内包する矛盾について考える良い機会となりました。

第2 シンポジウム内容

(1) 袴田弁護士事務所長から弁護団報告

日弁連小林元治会長の開会挨拶の後、袴田弁護士事務所長小川秀世弁護士(静岡県)から、「袴田事件差戻し審判の争点と展望」と題し、最高裁差戻し決定後の審理状況について熱のこもった説明がありました。袴田さんの自白調書については、警察の厳しい取調べの結果、うその自白を強いられたことについてよく知られるところですが、静岡地裁では、事件後1年2か月後に味噌タンクから発見された、いわゆる5点の衣類が犯行着衣であり、それらに付着した赤みを帯びた血痕を有力証拠として有罪判決(死刑)を下しました。その後、袴田弁護団は、1989年の80キロの味噌による味噌タンク実験、2008年の味噌漬け実験、その後も様々な条件下での味噌漬け実験を行い、味噌漬けされた衣類に付着する血液は、1年2か月も経過すれば化学反応が進み黒褐色化し、赤みが残るわけがないことを証明してきました。検察側が行った味噌漬け実験でも、1年2か月後には血痕は黒みを帯びており、弁護団の実験と同様の実験結果でした。小川弁護士の報告は、袴田事件が誤判であると確信のもてるものであり、「人は不完全な存在なのだから絶対の刑を科すことは許されない」との同弁護士の言葉は、袴田さんの再審無罪に向けて執念ともいえる努力を重ねてきた弁護団事務局長の言葉だけに反論の余地のないものでした。

(2) 共同通信編集委員兼論説委員 員佐藤大介さん講演

佐藤大介さんからは「法務省がひた隠す死刑執行のリアル」と題して講演をいただきました。佐藤さんは、検察庁に勤務経験のある社会科の先生から「死刑というのは、さっきまで話していた人がぶらーんとなる」との衝撃的な話を聞いてから、死刑制度が気になってきたと話され、記者になった後は「見えないものを」可視化するのが記者の仕事」を信条に取材をされてきたそうです。そもそも日本では、1998年10月まで、死刑執行したかどうかさえ法務省は情報公開せず、葬儀屋への棺の発注から死刑執行をスクープするという有様であったこと、1998年11月以降も、死刑執行の事実と件数のみしか明らかにされなかったこと、2007年以降、執行された死刑囚の氏名などを公表するようになったものの、現在も執行に至る検討内容は一切が闇に包まれたままであることを指摘し、死刑執行に関して頑なに情報公開を拒む国の姿勢に疑問を呈されました。佐藤さんは、アメリカでの死刑囚との面会の経験を話され、拘留

「世界死刑廃止会議」報告

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 事務局次長 今村 義幸(長野県)

第1 世界死刑廃止会議

世界死刑廃止会議とは、2001年にフランスのNGO「死刑廃止連合(ECPM)」が死刑廃止を目指すことを目的に立ち上げた国際会議であり、死刑に関連する問題を議論する場です。フランスのストラスブールで第1回が開催された後、以後3年毎に1度行われ、カナダ(第2回)、フランス(第3回)、スイス(第4回)、スペイン(第5回)、ノルウェー(第6回)、ベルギー(第7回)と、主にヨーロッパが会場となっています。

一方で、その横にはロシアのプーチン大統領を過激な文責で罵る大きな看板も掲げられていました。朝晩は特に冷え、外出時には上着が手放せない気候でした。90か国から1000人を超える参加者があり、各国の司法関係者、政治家、市民団体、NGOのほか、元死刑囚や元受刑者などの参加もありました。

日弁連からも4人が派遣され、私もその一員として会議に参加しました。ドイツのペアホック外務大臣が、「命の代償に命を奪ってはならない。なぜなら、生命の尊厳に対する私たちの確固たる信念に反することだからであり、私たちが信じている基本的価値に反することだからである」という挨拶とともに開会しました。

会議はメインとなる全体会を始め、参加人数や会場の規模に応じて、ラウンドテーブル、ワークショップ、サイドイベントが設け

られ、「死刑の定義」、「性犯罪と死刑」、「報道と死刑」、「死刑における裁判官の役割」、「死刑禁止の国際慣習法化」などの様々なテーマで議論が交わされました。全体会の1つに、政治と死刑との関連を取り上げた「政治による死刑利用」がありました。言論弾圧のために死刑を規定した法律が制定されたり、政治犯は確定後すぐに処刑されるといったことがあることが紹介されました。また、死刑執行数が多い、イラン、エジプト、サウジアラビアなどはこうした現象が顕著であるという報告もありました。

ラウンドテーブルの1つには、「死刑と透明性の欠如」を取り上げたものがありましたが、そこには、平岡秀夫当本部顧問(第一東京)が被招待者として登壇しました。同顧問は、元法務大臣であり、在任中は一貫して死刑執行に慎重な姿勢を示し、死刑を執行しな

かった数少ない法務大臣として、

第3 感想

4日間に渡って行われた今回の会議への参加を通じて思ったのは、アフリカでの死刑廃止活動が活発であることです。会場には多くのアフリカ系の人々の参加がありました。アフリカ54か国のうち、23か国が既に死刑を廃止し、さらに中央アフリカ共和国が昨年廃止宣言を行ったといわれています。モンゴルの死刑廃止を実現したツァヒアギーン・エルベグドルジ元大統領は、政治的なリーダーシップによって死刑を廃止したことに触れつつ、死刑を廃止してもなお、犯罪率が減少し続けていることを力強く報告していました。アフリカやモンゴルでも死刑が廃止されていることを知り、その実現を果した当事者から話を聞

いたので、ぜひ各地で上映してほしい内容です。

第3 最後に

当シンポジウムに参加し、改めて、人は不完全な存在であるからこそ死刑は許されないこと、死刑制度についての秘密主義が国民的議論を阻害していること、そして袴田さんの日常を写した映像から「死刑とは人が人を殺すこと」であることを確認しました。当シンポジウムは日弁連ホームページ(https://video.jbm.com/channel/nichiren)から動画配信していますので、ご視聴ください。



小川秀世弁護士からの弁護団報告の様子



ラウンドテーブルの様子

くと、死刑廃止が先進国に留まらず世界の潮流だということを感じます。OECD(経済協力開発機構)の加盟国38か国のうち、法律上、死刑を存置しているのはアメリカ、韓国、日本だけであり、韓国は、1997年を最後に死刑の執行はこれまでもなく、既に事実上の廃止国です。アメリカでも50州のうち、23州が廃止、3州が停止中であり、2021年7月にはついに、死刑執行の諸問題の再検討が行われている間、連邦での執行は停止措置が執られるようになりまし

東北弁護士会連合会の死刑制度検討協議会の設置

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 委員 齋藤 拓生(仙台)

2022年8月、東北弁護士会連合会(東北弁連)に死刑制度検討協議会が設置されました。協議会の設置目的は、「死刑制度について、調査研究、情報交換、協議及び適切な措置を講ずること」です。

当協議会では、当面は、東北弁連管内における死刑問題についての議論を活発化させるために、2か月1回程度の頻度で、勉強会を開催することにしています。これまでに、日弁連の小川原優之当本部事務局長(第二東京)との意見交換会、井田良中央大学大学院

代替刑についての提言を取りまとめ、どんどん進んでいます。地方会はなかなかついていけていない状況です。当協議会は、産声を上げたばかりですが、東北アロックスにおける死刑についての議論を活発化させるために活動していきたいと思